

八尾市消防団条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第4条 略	<p>第1条～第4条 略 <u>(休団)</u></p> <p>第4条の2 任命権者は、団員が育児、介護その他の理由により相当の期間にわたって消防団の職務に従事することができないと申請した場合において、3年を超えない範囲内で当該職務を休止（以下「休団」という。）することを承認することができる。</p> <p>2 休団をしている団員は、団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>3 休団をしている団員は、休団の期間中、報酬を支給されない。</p> <p>4 休団の承認は、当該休団をしている団員が停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。</p> <p>5 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日にその者が属していた階級とする。</p>
第5条～第13条 略 第14条 略 2 年度の中途において新たに団員となり、又は退職し、若しくは死亡した者に対する年額報酬は、月割計算により支給する。この場合において、1月に満たない月も1月とみなす。	<p>第5条～第13条 略 第14条 略</p> <p>2 年度の中途において新たに団員となり、又は休団し、若しくは退職し、若しくは死亡した者に対する年額報酬は、月割計算により支給する。この場合において、1月に満たない月も1月とみなす。</p>
第15条～第17条 略	第15条～第17条 略